がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格

１．がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

（１）日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。

（２）薬剤師としての実務経験を３年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。

（３）別に定める学会のいずれかの会員であること。

（４）日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会の専門薬剤師制度により認定された専門薬剤師であればこれを満たす。

（５）申請時において、病院または診療所に勤務し、がん薬物療法に３年以上、かつ、申請時に引き続いて１年以上従事していること（所属長の証明が必要)。

（６）日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において日本病院薬剤師会が別に定める実施要綱・コアカリキュラムに基づく実技研修を履修していること、または、研修施設において３年以上、がん薬物療法に従事していること（所属長の証明が必要)。

（７）日本病院薬剤師会が認定するがん領域の講習会、及び別に定める学会が主催するがん領域の講習会などを所定の単位（４０時間、２０単位以上）履修していること。ただし、４０時間のうち日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会１２時間、６単位以上を取得すること。

（８）がん患者への薬剤管理指導の実績５０症例以上（複数の癌種）を満たしていること。

（９）病院長あるいは施設長等の推薦があること。

(10) 日本病院薬剤師会が行うがん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

附則

１）平成１８年度～平成２０年度における３ヶ月間の実務研修（上記（６））を履修し、平成２１年９月３０日までに認定申請する者にあっては（10）を必要としない。

２）がん薬物療法認定薬剤師申請資格は平成１９年４月１日より施行する。

３）平成１９年４月２１日改定

４）平成２０年２月２日改定

５）平成２０年６月７日改定

６）平成２０年７月２６日改定

７）平成２１年６月５日改定

８）平成２２年１０月３０日改定

９）平成２６年２月８日改定

10）平成２７年２月１４日改定　ただし、令和３年度までに認定申請するものにあっては（４）は従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。

11）平成２９年１２月１６日改定

12）令和元年１２月２１日改定、令和２年４月１日施行
医学・薬学系大学院博士課程修了者（４年制課程に限る・社会人大学院を除く）にあっては、個別審査の上、（２）に定める「薬剤師としての実務経験年数」及び（５）に定める「がん薬物療法従事年数」に、２年を算入することができる。ただし、申請時において、がんに関する博士論文のコピー及び、大学院修了証明書のコピーを提出すること。

13）令和３年２月６日改定

14）令和６年５月１８日改定、令和６年６月１日施行

別添

がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格に関する事項

１．（２）で「別に定める団体」とは、以下の通りである。

- 日本薬剤師会
- 日本女性薬剤師会

２．（３）、（７）で「別に定める学会」とは、以下の通りである。

- 日本医療薬学会
- 日本薬学会
- 日本臨床薬理学会
- 日本癌学会
- 日本癌治療学会
- 日本臨床腫瘍学会
- 日本緩和医療学会
- 日本緩和医療薬学会
- 日本臨床腫瘍薬学会

３．（５）で「申請時において」とは、認定開始日前日を指す。

４．（７）で「日本病院薬剤師会が認定するがん領域の講習会」とは、以下の団体が実施する講習会である。

- 日本病院薬剤師会
- 日本病院薬剤師会が実施するeラーニング
- 各都道府県病院薬剤師会（ブロック開催も含む）

５．（６）に定める実技研修の履修者に限り（７）の「日本病院薬剤師会が認定するがん領域の講習会」として、以下に定める機関が実施する講義研修を認める。

- がん専門薬剤師研修事業において日本病院薬剤師会が認定する研修施設